#### 拝啓

以前より、ご入居様の部屋から発生している騒音・振動に関して、管理事務所や自治体、警察に申し立てを行っております。

そのため、管理事務所から聞き取り調査が実施され、ご入居様も対応に悩まれている事とは存じますが、改めて下記内容をご確認いただきたく手紙を投函した次第です。

大変お手数ではございますが管理事務所にご相談いただき、騒音・振動対策を実施していただきたく存じます。

## 【騒音苦情の申立者から確認すべき点】

(引用:総務省「騒音に関わる苦情とその解決方法」)

## 1. 音の発生源と種類

ドタドタと歩く音のように思います。リビングなどの特定の場所でなく、すべての部屋でこの音、及び振動が気になります。

## 2. 時間帯

日中も音が気になりますが、特に騒音と感じるのは、23時~25時の間です。

## 3. 被害内容

睡眠中でも音で目が覚めてしまい、睡眠不足の状態が続いております。

## 4. 周辺状況

管理会社より、当マンションでは騒音に関する申立者が複数いる状況と伺っております。 そのため「当マンションは鉄筋コンクリート造ではあるものの、音や振動が響く構造であり、それで 悩む人がいる」とご理解いただければと存じます。

#### 5. 対処要望

ご自宅で常に日常の生活音、振動に気を遣うのは心身に負担をかけることであり、事実上困難であると理解しており。

そのため、「厚手のマットの設置」や「厚手のスリッパの使用」などの防音・振動対策を実施していただくようお願い申し上げます。

より具体的な対策に関しては管理事務所に問い合わせ頂き、管理事務所より指導を受けていただければ幸いです。

(引用:総務省「騒音に関わる苦情とその解決方法」)

# 1. 騒音発生状況

申立者の指摘するような騒音を発生していること、および騒音の発生時間帯や発生場所などに心当たりがないかご確認ください。

# 2. 過去における騒音苦情の有無

これまでに騒音に関する意見が寄せられたことはなかったかご確認ください。 仮にあった場合は、苦情申立者、苦情対象の騒音発生源、苦情に対する具体的な対応内容、最 終的な問題解決の行方等を管理会社までご連絡ください。

## 3. 現地調査の了解

騒音の事実確認、また騒音対策の内容に関して、管理会社に現地調査していただくようお願いしてあります。

ご入居様にも現地調査へのご理解、ご協力をいただきたく、管理会社に現地調査のご連絡いただくようお願い申し上げます。

また、上記内容にお心当たりがない場合におかれましても、当マンションは生活音・振動が響く構造であるため、近隣及び上下階のご住居様に配慮していただきたく、「23時以降は家電製品の利用を控える」、「廊下を歩く際はスリッパを使用する」「小さいお子様がいる場合は厚手のマットを敷く」等の日常生活における騒音・振動対策を実施していただくことで、集団生活を円満かつ快適に過ごせるよう心がけていただければ幸いです。

末筆ではございますが、お手を煩わせないよう手紙の返信は不要でございます。また、この手紙に関するご不明点、ご質問は管理事務所に問い合わせください。

敬具

#### <参考文献>

総務省 公害等調整委員会事務局「騒音に関わる苦情とその解決方法」環境省 水・大気環境局 大気生活環境室「生活騒音パンフレット」